

報道関係各位

公益財団法人 笹川スポーツ財団

## 『スポーツ振興に関する全自治体調査』報告

### スポーツ担当部署を「教育委員会」から「首長部局」へ移管する自治体が増加

笹川スポーツ財団（所在地：東京都港区 理事長：小野清子 以下：SSF）では、地方自治体のスポーツ振興に関する情報を収集し、各自治体におけるスポーツ施策状況を把握すべく、『スポーツ振興に関する全自治体調査』を実施しました。本報告書では、全自治体（都道府県 47 件・市区町村 1,741 件）を対象に質問紙調査を実施し、都道府県 47 件（回収率 100.0%）・市区町村 1,188 件（同 68.2%）から回答を得ました。スポーツ担当部署の設置状況やスポーツ推進計画の策定状況、学校体育・運動部活動における人材活用状況などを調査しました。以下は、主な調査結果です。

本報告書はSSFのウェブサイトでご覧いただけます。

#### 【主な調査結果】

##### スポーツ担当部署は教育委員会から首長部局への移管が進んでいる

2010年度調査時と比較すると、スポーツ行政を首長部局で担当する割合は都道府県では17.0%から44.7%へ、市区町村では8.3%から15.2%へ増加。

##### 予算措置を伴う中学校運動部活動の外部指導者を、市区町村の約3割が活用

市区町村における予算措置を伴う中学校運動部活動の外部指導者活用率は32.5%で、1市区町村あたり平均で7.9校、30.3人を活用。

##### 利用を停止している公共スポーツ施設が、2割の市区町村に存在

調査当時、修繕・補修等により、1ヵ月以上利用を停止している公共スポーツ施設が20.0%の市町村で存在した。体育館が94自治体で106ヵ所、プールが77自治体で95ヵ所であった。※

※東日本大震災の影響を考慮し、東北3県（岩手・宮城・福島）とその市町村は集計から除外

#### 【担当者コメント】

調査結果から、2010年から2015年にかけて、スポーツ担当部署が教育委員会から首長部局へと移管が進んでいることが分かった。移管が進んだ背景としては、スポーツ施策に関わる部局を横断した連携、意思決定のスピードアップといった「行政の効率化」という目的が主であると考えられる。加えて、2010年以降のスポーツ界では、2011年のスポーツ基本法制定や翌年のスポーツ基本計画策定、2013年に決定された2020年東京オリンピック・パラリンピック開催、2015年のスポーツ庁設置といった、スポーツ政策の大きな転換期を迎えている。このような社会の動きも、調査結果に影響を与えた要因の一つとして考えられるだろう。

本調査では、このめまぐるしい動きの中における自治体のスポーツ振興に関する状況を明らかにしている。各自治体のスポーツ行政担当者やスポーツ団体関係者が自身の自治体の立ち位置を知るための、またスポーツ政策関係者にとって政策立案の基礎資料となることを期待したい。

【笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 研究員 藤岡成美】

■ 調査概要

調査目的：本調査はスポーツ行政施策に関する基礎資料として、全国の地方自治体のスポーツ振興に関する情報を収集し、その結果を関係者と共有することで、今後のスポーツ振興の一助とすることを目的とした。

調査対象：全国の地方自治体スポーツ担当部署（都道府県 47 件、市区町村 1,741 件、合計 1,788 件）

調査方法：郵送法による質問紙調査。調査票の回収はインターネットおよび電子メール・FAX

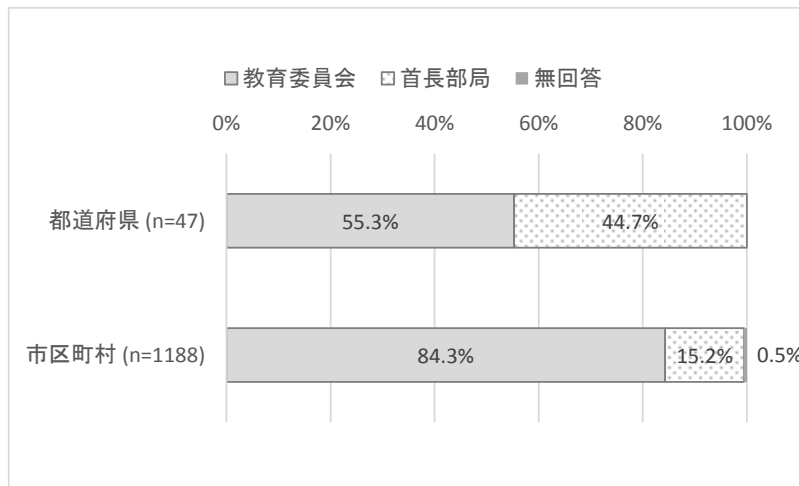
回収件数と回収率：都道府県 47 件（100.0%）、市区町村 1,188 件（68.2%）合計 1,235 件（69.1%）

【主な調査結果】

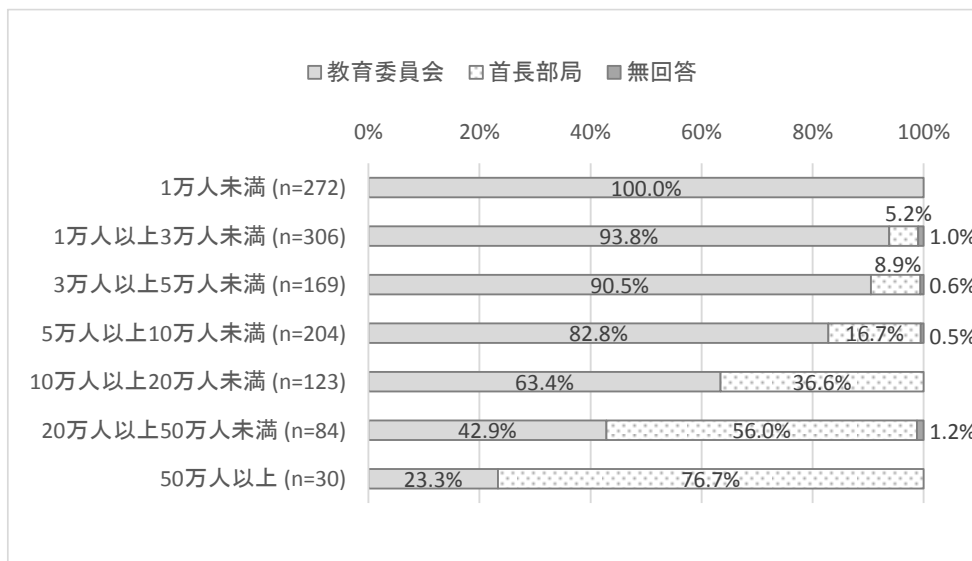
1. スポーツ担当部署の設置状況

スポーツ担当部署をみると、都道府県では「教育委員会」が 55.3%、「首長部局」が 44.7%であった。市区町村では「教育委員会」が 84.3%、「首長部局」は 15.2%であった（図表 1）。人口規模別にみると、規模の大きい自治体ほど「首長部局」の割合が高くなり、50 万人以上では 76.7%に達した（図表 2）。2010 年度に実施した調査では「首長部局」と回答したのは都道府県の 17.0%、市区町村の 8.3%だった。

図表 1 スポーツ担当部署の所在（都道府県／市区町村）



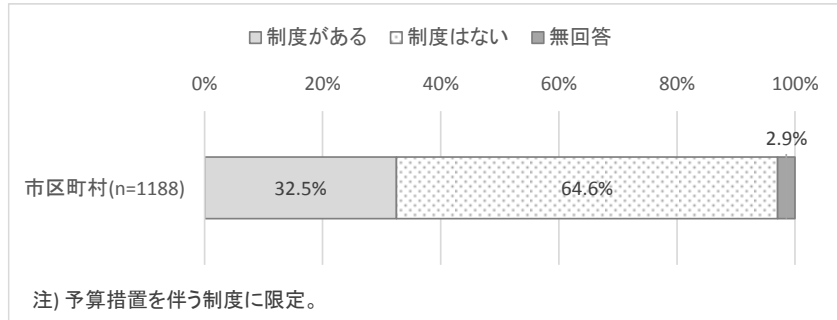
図表 2 スポーツ担当部署の所在（市区町村・人口規模別）



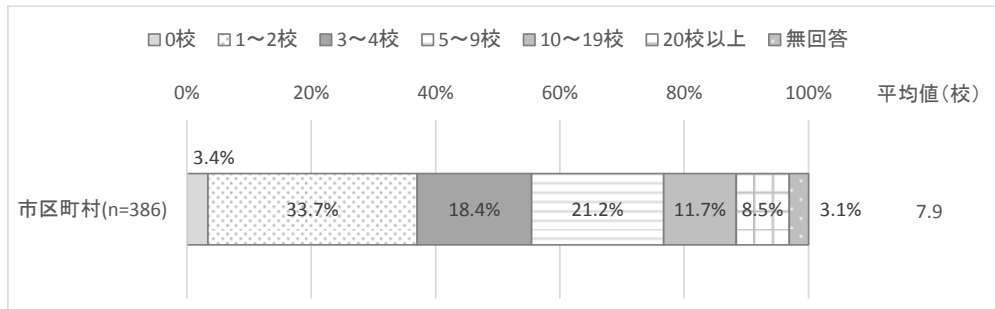
## 2. 学校体育・運動部活動における人材活用

市区町村において、中学校運動部活動への外部指導者登用制度（予算措置を伴うもの）について「制度がある」と回答したのは 32.5%であった（図表 3）。「制度がある」と回答した市区町村に、2015 年度の外部指導者の登用校数を質問した結果、登用校数は「1～2 校」（33.7%）、「5～9 校」（21.2%）、「3～4 校」（18.4%）と続き、平均値は 7.9 校だった（図表 4）。登用人数は「0～4 人」（25.6%）、「10～19 人」（20.5%）、「5～9 人」（16.1%）と続き、1 自治体あたりの登用人数の平均値は、30.3 人だった。

図表 3 中学校運動部活動への外部指導者登用制度の有無（2015 年度）



図表 4 中学校運動部活動における外部指導者の登用校数（2015 年度）



## 3. 利用を停止している公共スポーツ施設

2016 年 2 月現在、修繕・補修等により 1 ヶ月以上利用を停止している公共スポーツ施設の有無をたずねた結果、市区町村では 20.0%が「ある」と回答した（図表 5）。体育館、プール、テニスコートに限定して、利用を停止している施設数を尋ねたところ、体育館は 94 自治体で 106 ヶ所、プールは 77 自治体で 95 ヶ所、テニスコートは 62 自治体で 67 ヶ所が利用を停止していた。

図表 5 利用を停止している公共スポーツ施設の有無（市区町村）

